



## 「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例（仮称）骨子（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

現在、徳島県では新型コロナウイルスの感染拡大防止と本県の社会経済活動の引上げとの両立を図ることを目的とした条例の策定を進めているところです。

このたび、本条例の「骨子（案）」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい条例にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和2年9月18日（金）～ 令和2年10月2日（金）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 危機管理環境部 危機管理政策課 危機管理担当

電話：088-621-2708 FAX：088-621-2987

メールアドレス：kikikanriseisakuka@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2255 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行

（パブリックコメント）



### Q1 「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例（仮称）」ってどんな条例？

「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例（仮称）」は、新型コロナウイルス感染症の発生の感染拡大防止に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、クラスター発生施設の公表等について必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止と本県の社会経済活動の引上げとの両立を図ることを目的とした条例です。



### Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

この「骨子（案）」は、この条例を構成する要素について、大まかな案を示すために作成したものです。

骨子（案）の内容についてのご提言や、構成する要素として加えるべき事項などに関する具体的なお意見をお寄せください。

→「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染防止のための条例（仮称）  
骨子（案）」の内容は、別添資料を参照してください。



### Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。